

福島県経営力強化保証制度要綱

1 目的

この制度は、県内中小企業の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と連携して県内中小企業の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、もって県内中小企業の経営力の強化を図ることを目的とする。

2 要領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合

(2) 融資の条件

① 融資の対象者

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者。

② 資金使途

運転資金、設備資金

③ 融資限度額

運転資金、設備資金 5,000万円

運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度とする。

④ 融資期間

ア 一括返済の場合

1年以内

イ 分割返済の場合

運転資金 5年以内（うち据置期間1年以内）

設備資金 7年以内（うち据置期間1年以内）

ただし、本制度によって信用保証協会の保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内（うち据置期間1年以内）とする。

⑤ 返済方法

一括返済又は分割返済とする。

⑥ 融資利率

金融機関所定利率

⑦ 保証人及び担保

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

⑧ 信用保証料

必ず信用保証協会の保証付きとする。（責任共有制度対象）

ただし、責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り入れる場合に限る。）は、責任共有制度の対象除外とする。

信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

（責任共有制度対象の場合）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 （責任共有保証料率）	1.75 %	1.55 %	1.35 %	1.15 %	1.00 %	0.80 %	0.60 %	0.45 %	0.45 %
県制度信用保証料率 （政策目的制度）	1.25 %	1.10 %	0.95 %	0.85 %	0.80 %	0.70 %	0.50 %	0.35 %	0.35 %

財務諸表がない場合 0.85%

（責任共有制度対象除外の場合）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 （責任共有保証料率）	2.00 %	1.80 %	1.60 %	1.35 %	1.10 %	0.90 %	0.70 %	0.50 %	0.50 %
県制度信用保証料率 （政策目的制度）	1.40 %	1.25 %	1.10 %	0.95 %	0.90 %	0.80 %	0.60 %	0.40 %	0.40 %

財務諸表がない場合 0.95%

ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証は年0.1%、それぞれ割引いた料率が適用される。

(3) 申込場所

取扱金融機関本・支店

(4) 保証取扱期間

随時

3 その他

(1) 添付資料

融資・保証を受けようとする者は、申込の際、信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書面を添付するものとする。

① 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

② 事業計画書（申込人が策定したもの）

③ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）

(2) 事業計画書

以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- ① 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。
- ② 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- ③ 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

(3) 金融機関の責務及び報告

- ① 金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。
- ② 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとする。
- ③ 金融機関は、原則として年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- ④ 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

(4) 金融機関が認定経営革新等支援機関である場合の取扱い

金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営力強化保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営力強化保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営力強化保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱2(2)⑦についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営力強化保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱2(2)⑦についてはこの限りではない。